

平成 2 6 年

第 1 回 定 例 市 議 会

議 案 書

阿 久 根 市

付 議 事 件

議 案 番 号	件 名	ページ
3	平成 2 5 年度阿久根市一般会計補正予算（第 7 号）	別 冊
4	平成 2 5 年度阿久根市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）	別 冊
5	平成 2 5 年度阿久根市簡易水道特別会計補正予算（第 1 号）	
6	平成 2 5 年度阿久根市交通災害共済特別会計補正予算（第 1 号）	
7	平成 2 5 年度阿久根市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）	
8	平成 2 5 年度阿久根市水道事業会計補正予算（第 1 号）	
9	固定資産評価審査委員会の委員の選任について	1
1 0	阿久根市過疎地域自立促進計画（平成 2 2 年度～平成 2 7 年度）の一部変更について	3
1 1	北薩広域行政事務組合規約の変更について	8
1 2	寺山住宅 5 号棟建築工事請負変更契約の締結について	1 0
1 3	肥薩おれんじ鉄道にぎわい交流ステーション事業阿久根駅舎改修工事請負変更契約の締結について	1 2
1 4	阿久根市課設置条例の一部を改正する条例の制定について	1 4
1 5	市長等の給与に関する条例及び教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	1 6

16	一般職に属する職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	18
17	消費税及び地方消費税の税率の改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	20
18	阿久根市児童館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	29
19	阿久根市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例及び阿久根市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について	31
20	阿久根市地区集会施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	33
21	阿久根市農村公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	37
22	阿久根市社会教育委員条例及び阿久根市青少年問題協議会設置条例の一部を改正する条例の制定について	39
23	平成26年度阿久根市一般会計予算	別冊
24	平成26年度阿久根市国民健康保険特別会計予算	別冊
25	平成26年度阿久根市簡易水道特別会計予算	
26	平成26年度阿久根市交通災害共済特別会計予算	
27	平成26年度阿久根市介護保険特別会計予算	
28	平成26年度阿久根市後期高齢者医療特別会計予算	
29	平成26年度阿久根市水道事業会計予算	

議案第9号

固定資産評価審査委員会の委員の選任について

下記の者を、固定資産評価審査委員会の委員に選任したいので、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。

平成26年2月27日提出

阿久根市長 西平良将

記

住 所	阿久根市※※※※※※※※※※
氏 名	竹 原 幸 佑
生年月日	昭和※※年※※月※※日

提案理由

欠員中の固定資産評価審査委員会の委員に 竹 原 幸 佑 氏を選任しようとするものである。

議案第9号参考

竹原幸佑氏の履歴

現住所 阿久根市※※※※※※※※※※※※

生年月日 昭和※※年※※月※※日

学歴

昭和※※年※※月 ※※※※※※※※※※※※※※※※

職歴

昭和※※年※※月 ※※※※※※※※※※※※※※※※

昭和※※年※※月 ※※※※※※※※※※※※※※※※

昭和※※年※※月 ※※※※※※※※※※※※※※※※

昭和※※年※※月 ※※※※※※※※※※※※※※※※

昭和※※年※※月 ※※※※※※※※※※※※※※※※

平成※※年※※月 ※※※※※※※※※※※※※※※※

その他役職

平成※※年※※月 ※※※※※※※※※※※※※※※※

平成※※年※※月 ※※※※※※※※※※※※※※※※

平成※※年※※月 ※※※※※※※※※※※※※※※※

平成※※年※※月 ※※※※※※※※※※※※※※※※

平成※※年※※月 ※※※※※※※※※※※※※※※※

平成※※年※※月 ※※※※※※※※※※※※※※※※

議案第10号

阿久根市過疎地域自立促進計画（平成22年度～平成27年度）
の一部変更について

阿久根市過疎地域自立促進計画（平成22年度～平成27年度）の一部を変更したいので、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第6条第7項において準用する同条第1項の規定により議会の議決を求める。

平成26年2月27日提出

阿久根市長 西 平 良 将

提案理由

折口大辺志線道路改良舗装，槇之浦深田線道路改良舗装，舗装改修事業及び次世代育成支援対策事業（認定こども園施設整備事業）を事業計画に追加するため、計画の一部を変更しようとするものである。

(別紙)

第1章 基本的な事項

第1節 阿久根市の概況

2 過疎の状況

(4) 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

変	更	前	変	更	後	備	考
平成18年度…… (略) ……を進める。	平成18年度…… (略) ……を進める。	平成18年度…… (略) ……を進める。	平成18年度…… (略) ……を進める。	平成18年度…… (略) ……を進める。	平成18年度…… (略) ……を進める。	6頁, 33行	以降
平成17年10月…… (略) ……増加している。	平成17年10月…… (略) ……増加している。	平成17年10月…… (略) ……増加している。	平成17年10月…… (略) ……増加している。	平成17年10月…… (略) ……増加している。	平成17年10月…… (略) ……増加している。	下線部の変	更
子どもや…… (略) ……増加している。	子どもや…… (略) ……増加している。	子どもや…… (略) ……増加している。	子どもや…… (略) ……増加している。	子どもや…… (略) ……増加している。	子どもや…… (略) ……増加している。		
また, 平成24年8月には「子ども・子育て関連3法」が公布され, 今までの保育制度が大きく変わり, 認定こども園, 幼稚園, 保育所を通じた共通の給付の創設や保育所の入所に関する手続の変更, 地域の実情に応じた子ども・子育て支援の充実等が掲げられたことから, 今後も地域の子ども・子育て支援を総合的に推進していくことが重要となる。	また, 平成24年8月には「子ども・子育て関連3法」が公布され, 今までの保育制度が大きく変わり, 認定こども園, 幼稚園, 保育所を通じた共通の給付の創設や保育所の入所に関する手続の変更, 地域の実情に応じた子ども・子育て支援の充実等が掲げられたことから, 今後も地域の子ども・子育て支援を総合的に推進していくことが重要となる。	また, 平成24年8月には「子ども・子育て関連3法」が公布され, 今までの保育制度が大きく変わり, 認定こども園, 幼稚園, 保育所を通じた共通の給付の創設や保育所の入所に関する手続の変更, 地域の実情に応じた子ども・子育て支援の充実等が掲げられたことから, 今後も社会全体で子育て支援に取り組むことが重要である。	また, 平成24年8月には「子ども・子育て関連3法」が公布され, 今までの保育制度が大きく変わり, 認定こども園, 幼稚園, 保育所を通じた共通の給付の創設や保育所の入所に関する手続の変更, 地域の実情に応じた子ども・子育て支援の充実等が掲げられたことから, 今後も社会全体で子育て支援に取り組むことが重要である。	また, 平成24年8月には「子ども・子育て関連3法」が公布され, 今までの保育制度が大きく変わり, 認定こども園, 幼稚園, 保育所を通じた共通の給付の創設や保育所の入所に関する手続の変更, 地域の実情に応じた子ども・子育て支援の充実等が掲げられたことから, 今後も社会全体で子育て支援に取り組むことが重要である。	また, 平成24年8月には「子ども・子育て関連3法」が公布され, 今までの保育制度が大きく変わり, 認定こども園, 幼稚園, 保育所を通じた共通の給付の創設や保育所の入所に関する手続の変更, 地域の実情に応じた子ども・子育て支援の充実等が掲げられたことから, 今後も社会全体で子育て支援に取り組むことが重要である。		

第3章 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進

(3) 事業計画（平成22年度～平成27年度）

自立促進施策 区分	変 更 前			変 更 後			備 考		
2 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進	事業名 (施設名) (2) 市町村道 道 路	事業内容 尾城線 道路改良舗装 改良 L=700.0m W=8.0m 舗装 L=700.0m W=8.0m	事業主体 阿久根市	備考	事業名 (施設名) (2) 市町村道 道 路	事業内容 尾城線 道路改良舗装 改良 L=700.0m W=8.0m 舗装 L=700.0m W=8.0m 折口大辺志線 道路改良舗装 改良 L=1,390.0m W=5.0m 舗装 L=1,390.0m W=5.0m 槇之浦深田線 道路改良舗装 改良 L=360.0m W=5.0m 舗装 L=360.0m W=5.0m 舗装改修事業	事業主体 阿久根市	備考	37頁 「市町村道路 道路」に「折 口大辺志線道 路改良舗装」, 「槇之浦深田 線道路改良舗 装」及び「舗装 改修事業」を追 加する。
	橋りよう	(本文にはなし。)	阿久根市		橋りよう	舗装改修事業	阿久根市		
	橋りよう	(本文にはなし。)	阿久根市		橋りよう	舗装改修事業	阿久根市		
	橋りよう	長寿命化修繕計画策 定事業	阿久根市		橋りよう	長寿命化修繕計画策 定事業	阿久根市		

第5章 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現況と問題点

変	更	前	変	更	後	備	考
II	児童の保健及び福祉の向上及び増進	近年、子どもや……(略)……懸念されている。 現在、公立保育所……(略)……である。 待機児童はなく受入れは整った状態であるが、保護者の就労形態の多様化や核家族化に伴うさまざまな保育ニーズに対応した特別保育サービス等が求められている。 _____	II	児童の保健及び福祉の向上及び増進	近年、子どもや……(略)……懸念されている。 現在、公立保育所……(略)……である。 <u>待機児童はないが、低年齢から保育所に預ける保護者が増加し、市内各保育所においては定員を超える状況にある。また、平成27年度から「子ども・子育て支援新制度」が施行される予定となっており、現在の保育制度が大きく変わることから、これに対応する幼児保育・教育事業の充実が求められている。</u> また、……(略)……家庭も多い。	48頁、32	行以降 下線部の 変更

(2) その対策

変	更	前	変	更	後	備	考
II	児童の保健及び福祉の向上及び増進	安心して子どもを……(略)……に取り組む。 _____	II	児童の保健及び福祉の向上及び増進	安心して子どもを……(略)……に取り組む。 <u>また、「子ども・子育て支援新制度」が平成27年度から施行される予定となっていることに伴い、本市においても「阿久根市子ども・子育て会議」を設置し、本会議の議論を踏まえて、保護者等地域の方と一体的、計画的に地域の子育て支援を充実していく。</u> 〔主要施策〕	50頁、16	行以降 下線部の 追加

(3) 事業計画（平成22年度～平成27年度）

区分	変更前				変更後				備考
	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考	
4 高齢者等の保健 及び福祉の向上及 び増進	(2) 児童福祉 施設 保育所	次世代育成支援対 策事業 (児童福祉施設整 備事業)	法人		(3) 児童福祉 施設 保育所	次世代育成支援対 策事業 (児童福祉施設整 備事業)	法人		51頁 事業名の番号等 修正及び事業名 に「(4) 認定こ ども園」を、事 業内容に「次世 代育成支援対 策事業（認定こ ども園施設整備 事業）」を追加 する。
		(本文にはなし。)		(4) 認定こど も園		次世代育成支援対 策事業 (認定こども園施設 整備事業)		法人	

議案第 1 1 号

北薩広域行政事務組合理約の変更について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 8 6 条第 2 項の規定により，北薩広域行政事務組合理約を別紙のとおり変更することについて，同法第 2 9 0 条の規定により議会の議決を求める。

平成 2 6 年 2 月 2 7 日提出

阿久根市長 西 平 良 将

提案理由

北薩広域行政事務組合の事務所の位置を現所在地とすることについて，地方自治法第 2 8 6 条第 2 項の規定に基づき協議を求められたので，同法第 2 9 0 条の規定により議決を求めるものである。

(別紙)

北薩広域行政事務組合同規約の一部を改正する規約

北薩広域行政事務組合同規約（昭和58年指令地第3号）の一部を次のように改正する。

第4条中「理事長の属する市役所又は町役場内」を「出水市野田町下名7035番地」に改める。

附 則

この規約は、平成26年4月1日から施行する。

議案第 1 2 号

寺山住宅 5 号棟建築工事請負変更契約の締結について

寺山住宅 5 号棟建築工事請負変更契約を次のとおり締結する。

平成 2 6 年 2 月 2 7 日 提出

阿久根市長 西 平 良 将

1	契約の目的	寺山住宅 5 号棟建築工事
2	変更前の契約額	2 1 6 , 3 0 0 , 0 0 0 円
3	変更後の契約額	2 2 2 , 4 8 8 , 0 0 0 円
4	契約額の変更事由	労務単価等の改定等による契約額の変更
5	契約の相手方	阿久根市赤瀬川 2 6 9 9 番地 1 株式会社前田組 代表取締役 川 添 新 一

提案理由

寺山住宅 5 号棟建築工事の請負変更契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 3 9 年阿久根市条例第 2 0 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求めるものである。

議案第12号参考

契 約 額 の 比 較 等

1 変更前の額 216,300,000円

2 変更後の額 222,488,000円

3 増 加 額 6,188,000円

4 増加額の内訳

(1) 工事費及び諸経費

5,729,630円

(2) (1)に対する消費税及び地方消費税（8パーセント）

458,370円

5 増加の理由

労務単価及び資材単価の改定による工事費等の増並びにこれらに対する消費税及び地方消費税の改定税率の適用による。

議案第 13 号

肥薩おれんじ鉄道にぎわい交流ステーション事業 阿久根
駅舎改修工事請負変更契約の締結について

肥薩おれんじ鉄道にぎわい交流ステーション事業 阿久根駅舎改修
工事請負変更契約を次のとおり締結する。

平成 26 年 2 月 27 日提出

阿久根市長 西 平 良 将

- 1 契約の目的 肥薩おれんじ鉄道にぎわい交流ステーション事業 阿久根駅舎改修工事
- 2 変更前の契約額 140,700,000 円
- 3 変更後の契約額 163,300,000 円
- 4 契約額の変更事由 白蟻被害及び雨漏りによる雨腐れ被害対策工事等による契約額の変更
- 5 契約の相手方 鹿児島市下荒田四丁目 16 番 5 号
阿久根建設株式会社
代表取締役 坂 元 隆 子

提案理由

肥薩おれんじ鉄道にぎわい交流ステーション事業 阿久根駅舎改修工事の請負変更契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年阿久根市条例第 20 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求めるものである。

議案第13号参考

1 契約額の比較等

- (1) 変更前の額 140,700,000円
- (2) 変更後の額 163,300,000円
- (3) 増加額 22,600,000円

2 契約者の概要

- (1) 商号又は名称 阿久根建設株式会社
- (2) 代表者氏名 代表取締役 坂元隆子
- (3) 所在地 鹿児島市下荒田四丁目16番5号
- (4) 建設業許可番号 鹿児島県知事許可(特-25)第15551号
- (5) 営業年数 昭和24年9月から64年間
- (6) 従業員数 53人
- (7) 許可を受けている業種
特定建設業 土木, 建築, 大工, とび・土工, 屋根, 鋼構造物,
ほ装, しゅんせつ, 塗装, 防水, 内装仕上, 水道
施設工事業
- (8) 資本金 25,000,000円

議案第14号

阿久根市課設置条例の一部を改正する条例の制定について

阿久根市課設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成26年2月27日提出

阿久根市長 西 平 良 将

提案理由

地籍調査に関する事務を都市建設課の所掌事務に変更するため、条例の一部を改正しようとするものである。

(別紙)

阿久根市課設置条例の一部を改正する条例

阿久根市課設置条例（昭和35年阿久根市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第2条第8号中ウを削り，同条第11号に次のように加える。

オ 地籍調査に関すること。

附 則

この条例は，平成26年4月1日から施行する。

議案第 1 5 号

市長等の給与に関する条例及び教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

市長等の給与に関する条例及び教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成 2 6 年 2 月 2 7 日 提出

阿久根市長 西 平 良 将

提案理由

市長、副市長及び教育長の給料月額を減額するため、条例の一部を改正しようとするものである。

(別紙)

市長等の給与に関する条例及び教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例

(市長等の給与に関する条例の一部改正)

第1条 市長等の給与に関する条例（昭和41年阿久根市条例第2号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

- 18 平成26年4月1日（以下「施行日」という。）から平成27年3月31日（市長にあっては，同日又は施行日において市長の職にあった者が施行日以後に当該職を失した日のいずれか早い日）までの間における市長等の給料月額は，第2条第1項の規定にかかわらず，市長にあっては同項第1号に規定する額から当該額の100分の30に相当する額を，副市長にあっては同項第2号に規定する額から当該額の100分の20に相当する額を減じて得た額とする。ただし，手当の額の算出の基礎となる給料月額は，同項に規定する額とする。

(教育長の給与に関する条例の一部改正)

第2条 教育長の給与に関する条例（昭和41年阿久根市条例第3号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

- 11 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間における教育長の給料月額は，第2条第1項の規定にかかわらず，同項に規定する額から当該額の100分の15に相当する額を減じて得た額とする。ただし，手当の額の算出の基礎となる給料月額は，同項に規定する額とする。

附 則

この条例は，平成26年4月1日から施行する。

議案第16号

一般職に属する職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

一般職に属する職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成26年2月27日提出

阿久根市長 西平良将

提案理由

職員の給料月額を減額するため、条例の一部を改正しようとするものである。

(別紙)

一般職に属する職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

一般職に属する職員の給与に関する条例（昭和26年阿久根市条例第1号）の一部を次のように改正する。

附則第13項中「平成26年3月31日」を「平成27年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

議案第 17 号

消費税及び地方消費税の税率の改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

消費税及び地方消費税の税率の改正に伴う関係条例の整備に関する条例を別紙のとおり定める。

平成 26 年 2 月 27 日提出

阿久根市長 西 平 良 将

提案理由

消費税及び地方消費税の税率の改正に伴い、関係条例について使用料等の見直し等所要の整備を行うものである。

(別紙)

消費税及び地方消費税の税率の改正に伴う関係条例の整備に関する条例

(阿久根市行政財産の使用料徴収条例の一部改正)

第1条 阿久根市行政財産の使用料徴収条例(昭和60年阿久根市条例第27号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「前項」を「前2項」に、「同項」を「前2項」に、「1.05を乗じて得た額」を「当該額に係る消費税及び地方消費税の合計額に相当する額を加算した額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定により算定した額に1円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てるものとする。

第4条第2項を削る。

(阿久根市老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第2条 阿久根市老人福祉センターの設置及び管理に関する条例(昭和53年阿久根市条例第28号)の一部を次のように改正する。

別表の2中「5,250円」を「5,400円」に、「6,560円」を「6,750円」に、「9,180円」を「9,450円」に、「2,100円」を「2,160円」に、「2,620円」を「2,700円」に、「3,670円」を「3,780円」に改める。

(阿久根市民会館条例の一部改正)

第3条 阿久根市民会館条例(昭和41年阿久根市条例第28号)の一部を次のように改正する。

別表の1中「6,300」を「6,480」に、「8,400」を「8,640」に、「10,500」を「10,800」に、「11,550」を「11,880」に、「15,750」を「16,200」に、「18,900」を「19,440」に、「7,350」を「7,560」に、「9,450」を「9,720」に、「12,600」を「12,960」に、「22,050」を「22,680」に改め、同表の1の備考1から備考7までを次のように改める。

備考

- 1 入場料又はこれに類するものを徴収せずに商業的宣伝，慰安等に使用する場合は，基本料金の10割増とする。
- 2 入場料又はこれに類するものを徴収し使用する場合は，基本料金の20割増とする。
- 3 国又は地方公共団体が後援するもので，入場料又はこれに類するものを徴収し使用する場合は，基本料金の5割増とする。
- 4 使用者が特別の設備を行い，又は備えつけの器具以外の器具を使用する場合は，電気，水道料の実費相当額を加算する。
- 5 阿久根市外の居住者が使用する場合は，基本料金の10割増とする。
- 6 練習又は準備のため舞台のみ使用する場合は，基本料金の3割の額とする。
- 7 市内アマチュアスポーツ（入場料を徴しない場合）が使用する場合は，基本料金の5割の額とする。

別表の2中「1,150」を「1,180」に，「1,260」を「1,290」に，「1,570」を「1,620」に，「1,890」を「1,940」に，「2,620」を「2,700」に，「3,150」を「3,240」に，「630」を「640」に，「940」を「970」に，「1,470」を「1,510」に，「520」を「540」に，「730」を「750」に，「1,050」を「1,080」に，「840」を「860」に，「570」を「590」に，「780」を「810」に，「990」を「1,020」に，「1,200」を「1,240」に，「2,040」を「2,100」に改め，同表の3中「2,100円」を「2,160円」に，「2,620円」を「2,700円」に，「520円」を「540円」に，「420円」を「430円」に，「310円」を「320円」に改め，同表の3の備考中「310円」を「320円」に改める。

（阿久根市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正）

第4条 阿久根市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成15年阿久根市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項中「定める額に100分の105を乗じて得た額」を「定めるところにより算定した額に当該額に係る消費税及び地方消費税の合計額に相当する額を加算した額」に改める。

(阿久根市働く女性の家条例の一部改正)

第5条 阿久根市働く女性の家条例(昭和57年阿久根市条例第8号)の一部を次のように改正する。

別表中「290円」を「300円」に,「590円」を「610円」に,「350円」を「360円」に,「490円」を「500円」に改める。

(阿久根市有温泉管理及び利用料徴収条例の一部改正)

第6条 阿久根市有温泉管理及び利用料徴収条例(昭和33年阿久根市条例第34号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項第1号中「50,400円」を「51,840円」に改め,同項第2号中「56,700円」を「58,320円」に改める。

(阿久根市農村環境改善センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第7条 阿久根市農村環境改善センターの設置及び管理に関する条例(平成3年阿久根市条例第11号)の一部を次のように改正する。

別表中「420」を「430」に,「520」を「540」に,「1,050」を「1,080」に,「310」を「320」に改める。

(阿久根市山村開発センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第8条 阿久根市山村開発センターの設置及び管理に関する条例(昭和60年阿久根市条例第4号)の一部を次のように改正する。

別表中「会議室使用料」を削り,

「

会議室1	210円	310円	630円	210円
会議室2	210円	310円	630円	100円

を

「

会議室1	210円	320円	640円	100円
会議室2	210円	320円	640円	100円
調理室	430円	540円	1,080円	—

に

」

改め、同表の備考3中「150円」を「160円」に改める。

(阿久根市漁港管理条例の一部改正)

第9条 阿久根市漁港管理条例(昭和43年阿久根市条例第26号)の一部を次のように改正する。

別表第1及び別表第2中「1.05を乗じて得た額」を「当該額に係る消費税及び地方消費税の合計額に相当する額を加算した額」に改める。

(阿久根市道路占用料徴収条例の一部改正)

第10条 阿久根市道路占用料徴収条例(平成3年阿久根市条例第29号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「1.05を乗じて得た額」を「当該額に係る消費税及び地方消費税の合計額に相当する額を加算した額」に改める。

(阿久根市都市公園条例の一部改正)

第11条 阿久根市都市公園条例(昭和32年阿久根市条例第1号)の一部を次のように改正する。

別表第2の(2)の備考5及び同表の(3)の備考4中「1.05を乗じて得た額」を「当該額に係る消費税及び地方消費税の合計額に相当する額を加算した額」に改め、同表の(4)のア中「890」を「910」に、「1,260」を「1,290」に、「2,520」を「2,590」に、「420」を「430」に、「1,680」を「1,720」に改め、同表の(4)のアの備考2中「に1.05を乗じて得た額(その額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。)」を削り、同表の(4)のイ中「420」を「430」に、「520」を「540」に、「630」を「640」に、「840」を「860」に、「1,050」を「1,080」に、「310」を「320」に、「940」を「970」に、「1,360」を「1,400」に、「1,680」を「1,720」に、「150円」を「160円」に改め、同表の(4)のウ中「1,260」を「1,290」に、「3,780」を「3,880」に、「1,050」を「1,080」に、「1,570」を「1,620」に、「3,150」を「3,240」に、「7,870」を「8,100」に、「2,520」を「2,590」に、「500円」を「510円」に、「1,000円」を「1,030円」に改め、同表の(4)のエ中「910」を「930」に、「1,320」を「1,360」に、「1,830」を「1,890」に、「2,540」を「2,610」に、「3,56

0」を「3,670」に、「4,070」を「4,190」に、「6,110」を「6,280」に、「8,150」を「8,390」に、「9,170」を「9,430」に、「15,290」を「15,730」に、「20,380」を「20,960」に、「4,580」を「4,710」に、「7,640」を「7,860」に、「10,190」を「10,480」に、「22,930」を「23,580」に、「38,220」を「39,310」に、「50,970」を「52,430」に、「200」を「210」に、「400」を「420」に、「150」を「160」に、「300」を「310」に、「500」を「510」に改め、同表の(4)のエの備考4中「1.05を乗じて得た額」を「当該額に係る消費税及び地方消費税の合計額に相当する額を加算した額」に改め、同表の(4)のエの備考7中「2,650」を「2,730」に、「7,130」を「7,340」に、「150」を「160」に、「810」を「840」に、「300」を「310」に、「660」を「680」に、「1,320」を「1,360」に、「500」を「510」に、「1,520」を「1,560」に改め、同表の(4)のオ中「1,260」を「1,290」に、「3,780」を「3,880」に、「1,050」を「1,080」に、「1,570」を「1,620」に、「3,150」を「3,240」に、「7,870」を「8,100」に、「2,520」を「2,590」に、「630円」を「640円」に改め、同表の(4)のカ中「310」を「320」に、「520」を「540」に、「1,050」を「1,080」に、「2,100」を「2,160」に、「1,360」を「1,400」に、「2,620」を「2,700」に、「5,250」を「5,400」に、「4,200」を「4,320」に、「8,400」を「8,640」に、「10,500」を「10,800」に、「21,000」を「21,600」に改め、同表の(4)のキ中「310」を「320」に、「940円」を「970円」に改め、同表の(4)のク中「200」を「210」に、「300」を「310」に、「710」を「730」に、「500」を「510」に、「150」を「160」に改め、同表の(4)のケ中「400」を「420」に、「4,070」を「4,190」に、「350」を「360」に、「3,560」を「3,670」に、「2,540」を「2,610」に、「520」を「540」に、「5,250」を「5,400」に、「420」を「430」に、「4,200」を「4,320」に改める。

(阿久根市立学校施設使用条例の一部改正)

第12条 阿久根市学校施設使用条例(昭和33年阿久根市条例第32号)の一部を次のように改正する。

別表中「630」を「640」に、「1,260」を「1,290」に、「420」を「430」に、「1,050」を「1,080」に、「730」を「750」に改める。

(阿久根市公民館条例の一部改正)

第13条 阿久根市公民館条例(昭和54年阿久根市条例第1号)の一部を次のように改正する。

別表の1中「520」を「540」に、「630」を「640」に、「1,050」を「1,080」に、「310」を「320」に、「420」を「430」に、「730」を「750」に、「840」を「860」に改め、同表の1の備考3中「150円」を「160円」に改め、同表の2中「520」を「540」に、「310」を「320」に改める。

(阿久根市青年の家条例の一部改正)

第14条 阿久根市青年の家条例(昭和59年阿久根市条例第8号)の一部を次のように改正する。

別表の1中「150」を「160」に改める。

(阿久根市脇本地区運動広場の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第15条 阿久根市脇本地区運動広場の設置及び管理に関する条例(昭和57年阿久根市条例第13号)の一部を次のように改正する。

別表中「890」を「910」に、「1,260」を「1,290」に、「2,520」を「2,590」に、「940」を「970」に改め、同表の備考2中「に1.05を乗じて得た額(その額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。)」を削る。

(阿久根市B&G海洋センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第16条 阿久根市B&G海洋センターの設置及び管理に関する条例(昭和57年阿久根市条例第12号)の一部を次のように改正する。

別表の(1)中「420」を「430」に改め、同表の(3)中「1,260」を「1,290」に、「3,780」を「3,880」に、「1,050」を「1,080」に、「1,570」を「1,620」に、「3,15

0」を「3,240」に,「7,870」を「8,100」に,「2,520」を「2,590」に,「630」を「640」に改め,同表の(3)の備考5中「に1.05を乗じて得た額」を削る。

(阿久根市給水条例の一部改正)

第17条 阿久根市給水条例(昭和40年阿久根市条例第11号)の一部を次のように改正する。

第28条及び第36条の2中「100分の105を乗じて得た額」を「当該額に係る消費税及び地方消費税の合計額に相当する額を加算した額」に改める。

(阿久根市簡易水道事業の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第18条 阿久根市簡易水道事業の設置及び管理に関する条例(平成15年阿久根市条例第35号)の一部を次のように改正する。

第4条中「,100分の105を乗じて得た額」を「当該額に係る消費税及び地方消費税の合計額に相当する額を加算した額」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は,平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例(第4条,第9条,第10条,第17条及び第18条の規定を除く。)による改正後のそれぞれの条例の規定は,この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の使用又は利用の許可に係る使用料若しくは利用料について適用し,施行日前の使用又は利用の許可に係る使用料若しくは利用料については,なお従前の例による。

3 施行日において現に購入されている一般廃棄物に係る指定袋を施行日以後において使用する場合は,第4条による改正後の阿久根市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第10条に規定する手数料は既に納付されているものとみなす。

4 施行日前になされた漁港施設の利用の届出又は占用の許可に係る使用料等については,第9条の規定による改正後の阿久根市漁港管理条例第5条の規定にかかわらず,なお従前の例による。

5 施行日前に許可を受けた道路占用に係る占用料については,第10条の規定による改正後の阿久根市道路占用料徴収条例第2条の規定にかかわらず,なお従前の例による。

6 施行日前から継続して供給している水道事業又は簡易水道事業に係

る水道の使用で，施行日から平成26年4月30日までの間に料金の支払を受ける権利が確定されるものに係る料金については，第17条の規定による改正後の阿久根市給水条例（次項において「改正後の給水条例」という。）第28条又は第18条の規定による阿久根市簡易水道事業の設置及び管理に関する条例第4条の規定にかかわらず，なお従前の例による。

- 7 改正後の給水条例第36条の2の規定は，施行日以後の給水装置の新設又は改造工事の申込みに係る給水負担金について適用し，施行日前の給水装置の新設又は改造工事の申込みに係る給水負担金については，なお従前の例による。

議案第18号

阿久根市児童館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

阿久根市児童館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
を別紙のとおり定める。

平成26年2月27日提出

阿久根市長 西 平 良 将

提案理由

尻無児童館及び赤瀬川児童館を廃止するため、条例の一部を改正し
ようとするものである。

(別紙)

阿久根市児童館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例

阿久根市児童館の設置及び管理に関する条例（昭和39年阿久根市
条例第2号）の一部を次のように改正する。

第1条中第1号を削り，第2号を第1号とし，第3号を削り，第4
号を第2号とする。

附 則

この条例は，平成26年4月1日から施行する。

議案第 19 号

阿久根市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例及び阿久根市
営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

阿久根市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例及び阿久根市営住
宅条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成 26 年 2 月 27 日提出

阿久根市長 西 平 良 将

提案理由

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改
正する法律（平成 25 年法律第 72 号）の施行に伴い、関係条例の一
部を改正しようとするものである。

(別紙)

阿久根市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例及び阿久根市
営住宅条例の一部を改正する条例

(阿久根市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部改正)

第1条 阿久根市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例(昭和51年阿久根市条例第12号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第6号中「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に改める。

(阿久根市営住宅条例の一部改正)

第2条 阿久根市営住宅条例(平成10年阿久根市条例第9号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項第1号ク中「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 20 号

阿久根市地区集会施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

阿久根市地区集会施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成 26 年 2 月 27 日提出

阿久根市長 西 平 良 将

提案理由

折多地区集会施設の設置及び管理の開始に伴い施設名を追加するとともに、消費税及び地方消費税の税率の改正に伴い地区集会施設の使用料を改める等のため、条例の一部を改正しようとするものである。

(別紙)

阿久根市地区集会施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

阿久根市地区集会施設の設置及び管理に関する条例（昭和59年阿久根市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第3条，第4条第1項，第5条及び第7条第1項中「集会施設」を「地区集会施設」に改める。

第9条（見出しを含む。）及び第10条中「施設等」を「地区集会施設」に改める。

第11条中「施設等」を「地区集会施設」に，「き損」を「毀損」に改める。

第12条を削り，第13条を第12条とする。

別表1に次のように加える。

5	折多地区集会施設	阿久根市多田28番地5
---	----------	-------------

別表2を次のように改める。

別表 2（第 7 条関係）

1 会議室等使用料

(1) 会議室

区分	施設使用料（1 時間につき）			冷暖房使用料（冷暖房機 1 基，1 時間につき）
	9時～12時	12時～17時	17時～22時	
大会議室	円 320	円 430	円 860	円 300
小会議室	210	320	640	100
調理室	430	540	1,080	—
大集会室	320	430	860	300
研修室	210	320	640	100
ホール	210	320	640	100

(2) 加工室

区分	施設使用料（1 時間につき）		冷暖房使用料（冷暖房機 1 基，1 時間につき）
	9時～17時	17時～22時	
加工室	円 320	円 430	円 100

備考

- 1 市の休日（阿久根市の休日を定める条例（平成 2 年阿久根市条例第 30 号）第 1 条に規定する休日をいう。）の施設使用料は，上記料金の 3 割増とする。
- 2 興行に類するものの施設使用料は，上記料金の 5 割増とする。
- 3 基本時間を超えて使用する場合は，1 時間につき 100 円の超過料金を徴収する。ただし，興行に類するものについては，1 時間につき 160 円を徴収する。
- 4 加工室使用料について連続して使用する場合は，1 日当たり 2,500 円とする。
- 5 施設使用料の額に 10 円未満の端数があるときは，その端数は切り捨てるものとする。

2 農村広場使用料

基本料金	種別		1 時間につき
	基 本 料 金	体育・スポーツに使用する 場合	入場料又はこれに類するものを徴収しない場 合
入場料又はこれに類するものを徴収する場合			910
料 金	その他の催し物等に使用 する場合	入場料又はこれに類するものを徴収しない場 合	1,290
		入場料又はこれに類するものを徴収する場合	2,590
夜間照明施設を使用する場合			970

備考

- 1 市外居住者使用の場合は，基本料金の 10 割増とする。
- 2 使用者が特別の設備を行い，又は備えつけの器具以外の器具を使用するときは，電気，水道料等の実費相当額を徴収する。
- 3 使用の時間に 1 時間未満の端数があるときは，その端数を 1 時間として計算する。

附 則

- 1 この条例は，平成26年4月1日から施行する。
- 2 改正後の阿久根市地区集会施設の設置及び管理に関する条例別表の規定は，この条例の施行の日以後の使用の許可に係る使用料について適用し，同日前の使用の許可に係る使用料については，なお従前の例による。

議案第 2 1 号

阿久根市農村公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

阿久根市農村公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成 2 6 年 2 月 2 7 日提出

阿久根市長 西 平 良 将

提案理由

農村公園の所在区に対する清掃等の業務の委託を廃止するため、条例の一部を改正しようとするものである。

(別紙)

阿久根市農村公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

阿久根市農村公園の設置及び管理に関する条例（平成6年阿久根市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第5条を削る。

第6条中「き損」を「毀損」に改め、同条を第5条とし、第7条を第6条とする。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

議案第 2 2 号

阿久根市社会教育委員条例及び阿久根市青少年問題協議会設置
条例の一部を改正する条例の制定について

阿久根市社会教育委員条例及び阿久根市青少年問題協議会設置条例
の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成 2 6 年 2 月 2 7 日提出

阿久根市長 西 平 良 将

提案理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成 2 5 年法律第 4 4 号）が公布されたことに伴い、関係条例の一部を改正しようとするものである。

(別紙)

阿久根市社会教育委員条例及び阿久根市青少年問題協議会設置
条例の一部を改正する条例

(阿久根市社会教育委員条例の一部改正)

第1条 阿久根市社会教育委員条例(昭和34年阿久根市条例第17号)の一部を次のように改正する。

第2条の見出しを「(定数等)」に改め、同条中「20人とする」を「15人とし、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から教育委員会が委嘱する」に改める。

(阿久根市青少年問題協議会設置条例の一部改正)

第2条 阿久根市青少年問題協議会設置条例(昭和37年阿久根市条例第18号)の一部を次のように改正する。

第2条の見出しを「(任期等)」に改め、同条第1項中「法第3条第3項の規定により学識経験がある者のうちから任命された」を「協議会の」に改め、同条中第7項を第8項とし、第3項から第6項までを1項ずつ繰り下げ、第2項の次に次の1項を加える。

3 協議会に会長1人を置き、委員の互選によって定める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。